

# 「食」の新商品開発チャレンジを応援！！

## フードビジネス推進事業補助金

### 「フードビジネス推進事業補助金」とは・・・

かごしまの豊かな農林水産資源や食品加工技術を生かした、こだわりのある「食」の新商品開発を支援するため、その開発に係る経費の一部を助成する制度です。

対象経費  
(一例)

- 試作品製作の原材料費
- コンサルティングのため、専門家を招聘する報償費
- 新商品のネーミング、パッケージのデザイン制作の委託料
- テストマーケティングのための展示会出展料

補助額

最大**50万円** (補助率2分の1)

募集締切

令和6年5月31日(金)

### 補助金活用事例



商品名:「キミニミキ」  
事業者:奄美料理 -KOYOMI- 暦



商品名:「才。」(離乳食・介護食)  
事業者:有限会社 八坂

詳細は募集概要をご覧ください

問合せ先  
提出先

鹿児島市産業創出課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
電話:099-216-1319 ファクス:099-216-1303  
メールアドレス:san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

鹿児島市ホームページ



## ■補助概要

対象事業	<p>作り手による、素材や加工技術等への「こだわり」だけでなく、マーケティング(ターゲット、販売方法・販売チャネル、プロモーション等)の視点を踏まえた、こだわりのある新商品の開発に関する計画。</p> <p>①食のトップランナー商品開発支援事業 単独で、市場における訴求力の高い、こだわりのある新商品の開発を行うもの。</p> <p>②コラボ商品開発支援事業 契約又は協定等に基づく企業間や農林漁業者等との連携により、プロモーション力の高い新商品の開発を行うもの。</p>
------	--

補助対象経費	<p>次に掲げる経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費に該当する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験及び検査等に要する経費</li> <li>・原材料の購入に要する経費</li> <li>・試作品の製作、改良に要する経費</li> <li>・新商品開発に係る調査、連絡調整等に要する経費</li> <li>・新商品のネーミング、パッケージデザインの制作に要する経費</li> <li>・専門家の招聘等に要する経費</li> </ul> <p>※「コラボ商品開発支援事業」については、契約又は協定等に基づき負担する経費のうち、上記に該当するもの。</p> <p>※原材料費については、新商品の試作に係るもの及び新商品発売時の初回製造・販売ロット分に係るものに限ります。</p>
--------	---

補助額・補助件数	最大50万円(補助対象経費の1/2以内)・3件程度
----------	---------------------------

対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.本市に本社若しくは主たる事務所等を有する中小企業者又は農林漁業者等であること。</li> <li>2.支援決定日以降に応募する事業計画に着手し、令和7年3月末日までにその事業が完了できる者であること。</li> <li>3.納期の到来している市税を完納していること。</li> </ol>
-----	---

## ■申請について

下記の必要書類を添えて申込期間内に鹿児島市産業創出課へ郵送又は持参してください。

申込期間	令和6年4月8日(月)から同年5月31日(金)まで
------	---------------------------

必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.フードビジネス推進事業補助金応募用紙(様式第1)</li> <li>2.コラボ事業者概要書(別記様式)(コラボ商品開発支援事業の応募者のみ提出)</li> <li>3.フードビジネス推進事業補助金事業計画書(様式第2)</li> <li>4.鹿児島市税納付状況確認に関する同意書(様式第3)</li> <li>5.暴力団排除に関する誓約・同意書(様式第4)</li> <li>6.課税事業者・免税事業者届出書(様式第8)</li> <li>7.法人の場合は法人登記簿謄本、個人の場合は住民票(発行後3か月以内の原本)</li> <li>8.法人の場合は直近の営業年度の決算書の写し、個人の場合は直近の営業年度の確定申告書の写し(「貸借対照表及び損益計算書」の写しで結構です。)</li> <li>9.事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料(A4で5枚以内、任意様式)</li> </ol>
------	--

## ■補助対象者の選定等

一次審査(書類審査)を経て、フードビジネス推進事業補助金審査委員会において二次審査(プレゼンテーション審査)を行い、補助対象者を選定します。支援決定は、7月の予定です。

(注意事項)

- ・応募に際しては、必ず「フードビジネス推進事業補助金募集要項」にて詳細をご確認ください。
- ・必要書類(様式第1～4、8)及び「フードビジネス推進事業補助金募集要項」は、市ホームページからダウンロードしてください。
- ・本事業は、新商品開発支援を目的としています。既存商品のブラッシュアップやリニューアル、販路開拓・商談を目的とした展示会等への出展、飲食店等において提供される新メニューの開発は対象とはなりません。